

令和2年春の全国交通安全運動福島県実施要綱

1 目的

本運動は、広く県民に交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、県民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とする。

2 期間

- (1) 運動期間 令和2年4月6日（月）から4月15日（水）までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 4月10日（金）

3 運動のスローガン

スマホより 横断歩道の 僕を見て

〔 年間スローガン
みんながね ルール守れば ほら笑顔 〕

4 運動の重点

- (1) 子供を始めとする歩行者の安全の確保
- (2) 高齢運転者等の安全運転の励行
- (3) 自転車の安全利用の推進

5 主 唱

福島県、福島県交通対策協議会

6 推進機関・団体

福島県交通対策協議会構成機関・団体
地方交通対策協議会構成機関・団体
市町村
市町村交通対策協議会構成機関・団体

7 運動の重点に関する主な推進項目等

別紙のとおり

8 運動の進め方

各推進機関・団体は、4月6日（月）及び4月10日（金）を「県下一斉広報強化日」とし、イベント等の行事の開催、広報紙（誌）や広報車、テレビ・ラジオCM等の各種広報媒体を積極的に活用するなど、広く県民に対し本運動の周知徹底を図るとともに、相互に連携を密にし、効果的な運動の推進が図られるように努める。

また、4月10日（金）は、県民一人一人が交通事故に注意して行動することにより交通事故の発生を抑制することを目的とした「交通事故死ゼロを目指す日」であることから、県民一人一人が交通安全について考え、正しい交通ルール・マナーの実践に自主的に取り組めるよう、重点的に啓発活動を実施する。

9 実施計画・実施結果の報告

構成機関	実施計画報告 様式	計画報告宛先 ・報告期限	実施結果報告 様式	結果報告宛先 ・報告期限
県交通対策協議会委員	第1号	県生活交通課 3月19日(木)	第2号	県生活交通課 5月1日(金)
各市町村交通対策協議 会(各市町村)	第3号	各地方振興局 3月13日(金)	第4号 第5～7号	各地方振興局 4月24日(金)
各地方交通対策協議会 (各地方振興局)	第1号 第8号	県生活交通課 3月19日(木)	第2号 第9号 第5～7号写し	県生活交通課 5月1日(金)

運動の重点に関する主な推進項目

運動の重点 1 子供を始めとする歩行者の安全の確保

(1) 歩行者の交通ルール遵守の徹底

- ア 横断歩道の通行、横断禁止場所の横断禁止、信号遵守等の歩行者自身の安全を守るための交通ルール遵守の呼び掛けの強化
- イ 歩行中児童の交通事故の特徴（飛び出しによる死亡・重傷者が多いなど）、高齢歩行者の死亡事故の特徴（走行車両の直前直後横断等の法令違反が多いなど）等を踏まえた交通安全教育等の実施
- ウ 安全に道路を通行することについて、日常生活や教育現場における保護者や教育関係者からの幼児・児童への教育の推進

(2) 歩行者の安全の確保

- ア 通学路、未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路等における見守り活動等の推進
- イ 高齢者による自身の身体機能の変化に対する的確な認識とこれに基づく安全行動の促進
- ウ 反射材用品等の視認効果や使用方法等の周知と自発的な着用の促進

運動の重点 2 高齢運転者等の安全運転の励行

(1) 運転者の交通ルール遵守の徹底等

- ア 交通ルールの遵守と歩行者や他の車両に対する思いやりの気持ちを持って通行する交通マナーの呼び掛け
- イ 横断歩道手前での減速義務と横断歩道における歩行者優先義務等の遵守による歩行者の保護の徹底
- ウ 運転中のスマートフォン等の使用等の危険性の周知と施行された「道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）」による罰則強化についての指導・啓発

(2) 高齢運転者の交通事故防止

- ア 高齢運転者に対する加齢等に伴う身体機能の変化（例えば、認知機能の低下、疾患による視野障害の増加、反射神経の鈍化、筋力の衰え）が交通行動に及ぼす影響などの安全教育及び広報啓発
- イ 自動ブレーキ及びペダル踏み間違い時加速抑制装置の搭載されたセーフティ・サポートカーS（略称:サポカーS）の普及啓発
- ウ 身体機能の低下等により安全な運転に不安のある運転者等に対する安全運転相談窓口の積極的な周知及び利用促進と、運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進

(3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- ア 後部座席を含めた全ての座席におけるシートベルトとチャイルドシートの着用義務の周知徹底と正しい着用の必要性・効果に関する理解の促進
- イ シートベルトの高さや緩みの調整、チャイルドシート本体の確実な取付け方法及びハーネス（肩ベルト）の締付け方等、正しい使用方法の周知徹底

ウ 高速乗合バス及び貸切バス等の事業者に対し、全ての座席におけるシートベルト着用を徹底させるための指導・広報啓発の強化

(4) 飲酒運転等の危険運転の防止

ア 交通事故被害者等の声を反映した広報啓発活動等を通じた、飲酒運転・いわゆる「あおり運転」等を絶対に許さない環境づくりの促進

イ 飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底及びハンドルキーパー運動の促進

ウ 自動車運送事業者による点呼時におけるアルコール検知器の使用等、飲酒運転の根絶に向けた取組の実施

運動の重点3 自転車の安全利用の推進

(1) 自転車の交通ルール・マナーの周知徹底

ア 「自転車安全利用五則」を活用した自転車の通行ルール、前照灯の点灯、交差点での信号遵守と一時停止・安全確認等の交通ルール・マナーの周知徹底

イ 二人乗り、並進、飲酒運転の禁止の徹底と、傘差し、スマートフォン等使用、イヤホン使用等の危険性の周知徹底

ウ 自転車通行空間が整備された箇所における通行ルールの周知徹底

(2) 自転車の安全利用の促進

ア 幼児・児童の乗車用ヘルメット着用の徹底と、高齢者や中学・高校生等の自転車利用者に対するヘルメットの着用の促進

イ 幼児を幼児用座席に乗車させる際のシートベルト着用と、幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進

ウ 自転車事故被害者の救済に資するための損害賠償責任保険等への加入の促進

運動の実施要領

1 地域、家庭等における活動

- (1) 世代間交流を視野に入れた参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催
- (2) 住民を主体とした交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による危険箇所の把握と解消
- (3) 家庭内での話し合い等を通じた交通安全意識の高揚、安全な交通行動の実践
- (4) 交通安全教育を受ける機会の少ない高齢者等に対する家庭訪問等による地域ぐるみでの交通安全指導の推進
- (5) 地域、家庭等が連携した地域ぐるみでの子供の見守り活動の充実

2 幼稚園、保育所、認定こども園及び小学校等における活動

- (1) 子供と保護者が一緒に学ぶ参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による、歩行中の安全な通行方法や自転車の安全利用等の基本的な交通ルール・マナーの教育
- (2) 保護者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による子供の目線からの危険箇所の把握と解消

3 福祉施設等高齢者が利用する機会の多い施設等における活動

- (1) 参加・体験・実践型の交通安全教室等の開催による歩行中・自転車乗用中の安全な交通行動等の指導
- (2) 関係者等を交えた交通安全総点検、ヒヤリ地図の作成等による高齢者にとっての危険箇所の把握と解消

4 職域における活動

- (1) 事業所等の業務形態に対応した交通安全教室等の開催
- (2) 飲酒運転・無免許運転・いわゆる「あおり運転」等による交通事故の実態及び悪質性・危険性の周知
- (3) 横断歩道における歩行者優先の徹底と歩行者に対する思いやりのある模範的な運転の推進
- (4) 交通法令を遵守し、体調面も考慮した安全運転の励行
- (5) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (6) 自転車利用者に対する交通ルールの遵守の徹底
- (7) 社内における広報啓発活動や職員による地域の交通安全啓発活動への参加の促進

実施機関・団体の活動

- 1 県・市町村（交通対策協議会）
 - (1) 関係機関・団体に対する運動の周知徹底及び街頭啓発活動等の実施
 - (2) 県民、地域住民に対する広報活動（広報車、広報紙、防災無線等）の実施
 - (3) 参加・体験・実践型交通安全教育の推進
- 2 教育委員会
 - (1) 各学校に対する運動の周知徹底及び広報活動の実施
 - (2) 各種教材を活用した交通安全教育の促進
 - (3) P T A等関係機関・団体に対する協力要請
- 3 警察
 - (1) 交通指導取締り
 - (2) 交通事故情報等の提供
- 4 道路管理者
 - (1) 交通安全施設の点検
 - (2) 各種装置による道路情報等の提供
- 5 交通安全協会など県交通対策協議会構成機関・団体
 - (1) 広報・街頭啓発活動等の実施及び参加協力
 - (2) 会員・所属職員に対する運動の周知徹底